

(別表)

施設は、第8条1、2項の支払を受けるほか、利用料一覧に掲げる費用の額の支払をいただきます。

### 入所利用料金表

食事（おやつ含む）の提供に要する費用	1, 810円（1日）
居住に要する費用	従来型個室 1, 310円（1日） 多床室 370円（1日）
特別な食事	実費（別途消費税要）
特別な室料（個室）	4, 400円（1日・税込）
（2人部屋）	2, 200円（1日・税込）
個室に設置してある電話利用料	実費（別途消費税要）
教養娯楽費（クラブ活動材料費）	150円（1日）
日用品費（シャンプー、リンス、ボディーソープ ティッシュ、バスタオル、フェイスタオル、 歯ブラシ、歯磨き粉、マウススポンジ）	150円（1日）
理美容代	2, 500円（1回）
洗濯費	900円（1回）
診断書、証明書等の発行費用（施設所定様式）	2, 200円（1枚・税込）
（施設所定外様式）	3, 300円（1枚・税込）

※1 食事に要する費用及び居住に要する費用について、介護保険法施行規則第83条の6の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けられた方は、当該認定証に記載されている負担限度額とします。

なお、居住費に要する費用について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚生労働省告示第21号）により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する方は、多床室の費用の額の支払をお願いします。

※2 居住に要する費用について、外泊中は居住費を徴収することができるものとします。ただし、外泊中のベッドを（介護予防）短期入所療養介護に利用する場合は、当該入所者から居住費を徴収せず、（介護予防）短期入所療養介護利用者より短期入所滞在費を徴収します。